

平成 28 年 11 月 1 日
総務省 九州管区行政評価局

国立大学の教員免許状更新講習受講料の払込方法を利用しやすいものにしてほしい

— 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん —

総務省九州管区行政評価局(局長 角田 祐一)は、下記の行政相談について、民間の有識者を構成員とする行政苦情救済推進会議(座長 石森久広 西南学院大学副学長・大学院法務研究科教授)に諮りました。

その検討結果を踏まえ、本日、国立大学法人佐賀大学を始めとした九州管内で教員免許状更新講習を行っている国立7大学に対し、受講者の負担軽減を図る観点から下記のとおりあっせんを行いました。

【行政相談の要旨】

私が教員免許状更新講習を受講した国立佐賀大学は、受講料を金融機関の窓口でしか払込みができないとしている。このため、学校の昼休み時間を利用して、最寄りの金融機関の窓口で払い込んだが窓口が混雑しており、午後の授業に支障を来した。

他の国立大学では、銀行ATMやコンビニ(窓口)払いを認めており、休日や17時以降でも払込みができると聞いている。受講者の負担軽減が図られるよう働きかけてほしい。

【制度等の概要】

- 1 平成21年度から教員免許状を更新するためには大学等の教員免許状更新講習を受講・修了する必要がある。
- 2 教員免許状更新講習は、文部科学省の認定を受けた大学等で行われ、又、受講料で講師や事務員の給料等を賄うことになっているため、事務処理の方法は、開講する各大学等に任されている。

【当局の調査結果】

- 受講者の負担軽減という観点から九州管内の8国立大学を調査した結果、次のような事例がみられた。
- 1 受講料の払込みを銀行の窓口だけに限定している(1大学)。
 - 2 受講申込書の提出時に受講料の払込証明書等の写しを添付、郵送させている(5大学)。
 - 3 受講申込書に学校長等の記名、押印を求めている上に別途受講票にも学校長等の記名、押印を求めている(5大学)。

【行政苦情救済推進会議の主な意見】

- 1 教員は、授業がない時でも多忙である。受講者の勤務実態を考慮し、負担軽減の措置を講ずるべきである。
- 2 調査結果のような非効率な事務が行われているのは、他の大学の情報や受講生の負担の実態が十分に把握されていないのではないかと。

【国立大学に対するあっせん内容】

- 1 受講料の払込方法を銀行ATMの活用等受講者である教員の勤務時間外でも利用できる見直すこと。
- 2 払込証明書等を求めている大学があるので払込証明書等の添付の省略について検討すること。
- 3 受講票の写真、ID番号等で本人確認している大学もあるので受講票の学校長等の記名、押印の省略について検討すること。

【行政苦情救済推進会議とは】

相談事案の処理に当たり、民間有識者の意見を反映させることにより、公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民の立場に立った行政苦情救済活動を推進するために設置しているもので、大学教授、弁護士、マスコミ、経済団体関係者等の委員で構成されている。

【行政苦情救済推進会議の構成員】

- 石森 久広 (西南学院大学副学長・大学院法務研究科教授 (座長))
- 久留 百合子 (消費生活アドバイザー)
- 池内 比呂子 (一般社団法人福岡中小企業経営者協会副会長)
- 浅野 秀樹 (弁護士)
- 井上 裕之 (西日本新聞社論説委員長)
- 三木 和信 (福岡行政相談委員協議会会長)
- 高木 直人 (公益財団法人九州経済調査協会理事長)

担当: 首席行政相談官 恵良 和宏

電話: 092-431-7136